

川崎市普通ごみ排出容器に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市普通ごみ排出容器に関する要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(容器による排出が困難なものの排出方法)

第2条 要綱第2条ただし書きの排出方法は、次に掲げるものとする。

(1) 剪定の枝等長尺ものは、長さ50cm程度に切断し、小さく束ねる。

(2) ガラス・陶器類等は、厚紙に包み「キケン」と表示する。

2 前項の容器による排出が困難なものは、生活環境事業所の指示に従うものとする。

(推奨袋認定の申請)

第3条 要綱第4条に定める推奨袋の認定を受けようとする者は、推奨袋認定申請書（様式第1号）により申請し、市長の認定（様式第2号）を受けなければならない。

(推奨袋の表示)

第4条 市の推奨袋として表示し販売するときは、家庭用品品質表示法に基づく表示事項・付記事項及び次の事項を記載するものとする。

(ア) 川崎市推奨普通ごみ袋

(イ) 川崎市推奨普通ごみ袋認定番号

(推奨袋及び市指定袋認定の取消し)

第5条 市は、推奨袋の認定を受けたものが、要綱第3条第1項第2号に適合しない袋を推奨袋として販売したと認めた場合は、認定を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成11年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。